

神労発基0522第4号
平成30年5月22日

各団体の長 殿

神奈川労働局長

職場における熱中症予防対策の集中的な取組の実施について（要請）

日頃から、労働行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、熱中症の予防は、第13次労働災害防止計画（第13次防：平成30年度～34年度）の重要な対策の一つであり、神奈川労働局においても健康確保・職業性
疾病対策の中で取り組んでいるところです。

神奈川県下の熱中症の発生状況を見ますと、平成27年以降は死亡者ゼロですが、
第12次防期間中で4名が亡くなられています。また、休業4日以上
の熱中症による災害は、平成29年に29人となり、前年（21人）より増加しています。さらに
今年の気象状況は5月、7月の平均気温が平年より高いと見込まれており、夏期
に向けて熱中症の多発が危惧される状況にあります。

貴職におかれましては、職場における熱中症予防のための様々な取組について、
会員事業場への周知と必要な指導の実施につき、特段のご理解とご協力を賜りま
すようお願い申し上げます。

なお、別添のリーフレット「熱中症を防ごう」を周知、指導に際し、併せてご
活用いただきますようお願いいたします。

参 考 熱中症予防対策（厚生労働省 HP）

【各検索エンジンに「厚生労働省 職場における労働衛生対策」と入力し
検索いただきますと当該サイトへ容易に行き着きます。】

〔問合せ先〕

神奈川労働局労働基準部健康課

Tel 045-211-7353